ID:　18

担当部署:　総務部 総務室 法務コンプライアンス課

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市手数料条例　第2条第1項
例規番号	平成12年条例第8号

【根拠条文】

（手数料の額等）

第2条　手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称及び額は、別表のとおりとする。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、1事項、1通又は1人ごとに1件として手数料を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1)　1通の文書により2以上の事項の証明の申請があったとき。

(2)　同一事項について2通以上の証明の申請があったとき。

(3)　2人以上の者を列挙して同一の事項の証明の申請があったとき。

別表　（省略）

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日